江別市健康危機管理(感染症) に係る手引書

(地域保健対策の推進に関する基本的な指針第1の二の1に 基づく手引書)

令和7年3月 北海道 江別市

(案)

目 次

1	手		•	•	• •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1
2	亲	f型コロナウイルス感染症に係る市の対応		•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1
3	江	I別市内の地域事情 ・・・・・・・・	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	6
	(1)	江別市の人口の推移 ・・・・・・・・	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	6
	(2)	人口構造の現状 ・・・・・・・・・	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	6
	(3)	医療提供体制 ・・・・・・・・・・・	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	7
4	手	F引書作成の基本的な考え方 · · · · · ·	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	10
	(1)	対象とする感染症、発生段階の定義 ・	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	10
	(2)	改定 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	10
	(3)	関係機関相互の連携協力の確保 ・・・	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	10
5	ম	平時における準備 ・・・・・・・・・	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	10
	(1)	組織体制等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	10
	(2)	業務体制 ・・・・・・・・・・・	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	11
	(3)	関係機関との連携 ・・・・・・・・	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	11
	(4)	情報管理・リスクコミュニケーション	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1 2
6	厄	※染状況に応じた取組、体制 ・・・・・	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1 2
	(1)	海外や国内で新たな感染症等が発生した	诗	<u>(</u>	発生	<u>=</u> の	公	表	前)		•	•	•	•	•	•	•	1 2
	(2)	流行初期(発生の公表から1か月間)	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	13
	(3)	流行初期以降・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1 4
	(4)	感染が収まった時期 ・・・・・・・・								•	•								1 5

1 手引書作成の背景

令和元年 12 月末、中国武漢市で発生し、令和 2 年 1 月には道内でも感染者が確認された 新型コロナウイルス感染症による世界的な大流行(パンデミック)を経験し、国は、令和 4 年 12 月、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成 10 年法律第 114 号。以下「感染症法」という。)及び地域保健法(昭和 22 年法律第 101 号)を改正し、国民 の生命及び健康に重大な影響を与える恐れのある感染症の発生及びまん延に備えるため、都 道府県が作成すべき感染症予防計画において、新たに保健所体制についての項目を設けるこ と等の措置を講じたところである。

また、令和5年3月、地域保健対策の推進に関する基本的な指針(平成6年厚生省告示第374号。以下「基本指針」という。)が改正され、各保健所において「健康危機対処計画」(以下「対処計画」という。)を策定し、国、都道府県、保健所設置自治体、保健所の役割を明確にするとともに、健康危機に備えた平時からの計画的な体制整備等について定めることとされた。

さらに、基本指針では、保健所設置市等以外の市町村は、地域において発生し得る健康危機に対して、迅速かつ適切な危機管理を行えるよう、当該市町村を管轄する保健所の協力を得ながら、当該保健所の対処計画を踏まえ、健康危機管理の対応について定めた手引書を作成する必要があることを規定している。

この手引書は、基本指針第1の二の1に基づく手引書であり、北海道江別保健所の対処計画を踏まえ、健康危機管理の対応について定めたものである。

江別保健所の対処計画は、北海道が策定した感染症法に基づく予防計画及び新型インフルエンザ等対策特別措置法(以下、「特措法」という。)に基づく行動計画を踏まえて策定されたものであり、本市においては、それらはもとより、特措法に基づく市の行動計画との整合性に留意した。

2 新型コロナウイルス感染症に係る市の対応

新型コロナウイルス感染症対応の組織体制は、市の感染症対応の中心である健康福祉部健 康推進室と、危機対策の中心である総務部調整監付参事(危機対策・防災担当)が連携する 中で、特措法に基づく対策本部等の枠組みを通じて、様々な対策を決定し実施した。

令和2年2月に市内初の感染者発生以来、令和5年5月の感染症法上の5類移行までに、 対策本部会議の開催回数は通算65回となった。

関係機関の連携体制については、健康危機との共通認識の下、江別保健所・江別医師会・

市の三者で、感染初期段階から、救急医療を担う医療機関を含め実務レベルまでのメンバー の会議を設置して、この地域での感染対策の取組を協議し、情報共有を図りながら連携して 対応する体制を整えた。

感染の早期覚知のためのPCR検査体制については、国や北海道の数値目標発表等を受け、 江別医師会からの医師と看護師の派遣協力により、江別PCR検査センターを設置し、全道 的にも先駆的な取組として、江別保健所・江別医師会・市の三者協力による検査体制を構築 することができた。

相談対応・情報発信については、保健所と情報を共有しつつ、市保健センターが中心となり相談に応じたほか、ワクチン接種等の相談件数の増加に応じ、コールセンターを設置し対応に当たった。

また、北海道、江別保健所からの情報提供を受け、市内の感染者数等の情報を発信した。

緊急事態宣言やまん延防止等重点措置をはじめ、国や道の措置状況の変遷に伴い、市民や 事業所等が求められる感染防止行動が変わり、その都度市としても対応が必要となった。

行事・集会・外出自粛等の感染防止行動の周知啓発については、北海道の対策本部からの情報を基に、市対策本部会議を中心に協議の上対応を判断し、多様な媒体により感染対策行動の周知に努めた。

また、市所管施設の休館・市立小中学校等の休業措置については、北海道の対策本部、北海道教育委員会等の要請・助言を得つつ、市対策本部会議を中心に協議の上対応を判断した。 さらに、飲食事業者の休業・時短の要請・協力依頼の周知についても、北海道の対策本部からの情報を基に、市対策本部会議を中心に協議の上対応を判断した。

加えて、市民・市内事業者への支援給付金等の支給については、国の財源措置等の情報に 呼応して、適時、市議会での予算審議を経て、迅速に経済的な支援策を実施した。

保健所への人的協力については、保健所の要請に基づき、市保健師を一定期間派遣し、相談対応・健康観察等の業務に当たらせたほか、自宅療養している市民への食料品等の配送等の業務について保健所職員に代わって市職員が直接応援に当たった。また、業務委託の形で、PCR検査への協力を行った。

市内介護福祉施設等のまん延防止策の支援については、高齢者施設PCR検査事業を市独 自に実施したほか、集団感染発生時には現地対策本部を設置し、感染防護関係の必要物品の 提供等、必要に応じ支援を実施した。

ワクチン接種については、国の方針に応じ、適時、接種事業を実施した。全庁からの臨時 的な応援により事務執行体制を整えるとともに、江別医師会から医師や看護師の派遣を受け たほか、関係機関等の協力を得ながら、集団接種・個別医療機関での接種、職域接種(大学 含む)の各接種体制を確保して実施した。 (案)

医療提供体制の整備・医療機関との調整等については、江別医師会主催の感染症対策関係 者会議に、地域の医療機関や市が参画する中で、診療体制や患者増加時の対応方法について 協議を行うなど、江別保健所の指導の下、連携して、医療提供体制を構築した。

その中で、市立病院は、新型コロナウイルス感染症の「重点医療機関」としての指定を受け、感染拡大時には、9床(陽性妊婦用病床1床を含む。)の受入病床を確保し、陽性入院 患者の受入れに取り組んだほか、発熱外来における診療に取り組んだ。

また、市消防による感染者の救急搬送・移送については、国からの通知に基づき北海道や保健所の指導の下救急搬送に対応するとともに、必要な体制を確保し、感染者の移送に協力した。

※市の新型コロナウイルス感染症対応における課題であったこと

国や道の措置状況の変遷に対応し、時間的制約の中、正しく速やかに意思決定し、市民や 事業者等に周知などの対応をすること。また、感染防止のためのわかりやすい啓発手法等。

国や北海道から遅滞なく情報を入手し、個人情報保護に配慮しつつ、統一的な基準により、 市民等の求める情報を適切なタイミングで提供すること。

マンパワーが限られる中、速やかにワクチン接種等の体制を構築すること。 市職員の時間外勤務、休日勤務が過剰にならないよう、業務を分散化・効率化すること。

江別市の新型コロナウイルス感染症対応まとめ

	•	<u> </u>	レス心を加えずいのこり	1
緊急事態宣言・まん 延防止重点措置等	年月日	事案・市の対応	市有施設等の休館・事業等の休止	ワクチン接種事業
	R元. 12月	中国 武漢市で原因不明の肺炎が発生		
	R2. 1. 16	国内1例目の感染者を確認		
	R2. 1. 28	道内1例目の感染者を確認(国内7例目)		
	R2. 2. 22	市内1例目の感染者【市立小学校給食配膳 員】を確認		
	R2. 2. 24	市立中学校教員の感染を確認	当該校の休校(2/25~3/6)を決定	
	R2. 2. 26	北海道教育委員会が道内全小中学校に休校 要請(2/27~)	全小中学校休校。児童センター・放課後児 童クラブ休止。幼稚園に休園要請。	
R2. 2. 28	R2. 2. 28	文部科学省が全国の小中高校に休校要請	全国の学校が休校→春休み明けまで	
北海道独自の緊急事 態宣言	R2. 2. 28	知事が北海道独自の緊急事態宣言	市有施設等の休館、市主催の不特定多数の参加イベント中止・延期	
R2.3.18	R2. 3. 18		数の参加すべクト中止・延期	
		北海道独自の緊急事態宣言終了	施設の休館は継続	
	R2. 4. 1		公民館等の再開	
		国が緊急事態宣言(4/7~5/25)		
	R2. 4. 8	市が特措法に基づき対策本部設置、市長・ 知事メッセージ(新しい生活様式の推奨)	小中学校・体育館の再開	
R2.4.16 国の緊急事態宣言・ 北海道が対象区域		国が緊急事態宣言対象区域拡大 	小中学校休校、市有施設等休館 市主催の行事等の中止等当面延長	
R2. 5. 25	R2. 5. 25 R2. 6. 1	3密の回避等、感染予防を徹底する新しい	 小中学校6/1・6/2午前授業、6/3~再	
		3 密の回避等、感染予防を徹底する新しい 生活様式を実践し、社会活動を段階的に再開	6月1日以降、感染対策を徹底しつつ市 有施設を順次再開	
		 江別PCR検査センター運営開始。医師会派	国・道がイベント開催制限を段階的に 緩和	
	R2. 6. 18	遣の医師と看護師と市職員で運営。		
	R2. 7. 15	すすきの集団感染		
	R2. 7. 21	すすきの集団感染		
	R2. 7. 22	国がGOTOトラベルキャンペーン		
		北海道の「警戒ステージ3」へ移行		
	NZ. 11. 0	道が江別市内初の集団感染発生を公表(陽 性判明日11/4)		
	KZ. 11. 9	市長メッセージ:北海道の集中対策期間、 感染防止対策行動の徹底		
	R2.11.18	市役所本庁舎勤務の職員の感染判明・公表	市関係窓口を11月18〜20日閉鎖・安全 確認後24日(連休明け)再開	
			小中学校では、道教委・道保健所の助 言の下、休業措置を判断	
	R2.11.24	市立病院入院患者の感染判明。		
	R2. 11. 27	市長メッセージ:北海道の集中対策期間延 長→基本に立ちかえった感染防止対策行動 の徹底		
	R2.11.30	高齢者施設集団感染2例目発生・公表		
	R2. 12. 11	市長メッセージ:北海道の集中対策期間再延長→感染防止対策行動の徹底		
	R2. 12. 15	石肔設)公衣。中の現地刈束本部設直。		
	R2. 12. 25	市長メッセージ:道、市長会等の連名メッ セージ→年末年始に向け感染防止対策行動 の徹底		
	R3.1.8	国が緊急事態宣言 (1/8~3/21) 市長メッセージ: 緊急事態宣言対象地域と の往来自粛要請等		ワクチン接種事業の枠組み等を本部会議で報告、公表
	R2. 2. 17	 高齢者福祉施設職員等に対するPCR検査 等実施事業開始 		本部会議報告:接種順位最初 の医療従事者等は2月下旬か ら、次の高齢者等は早くても4 月以降に接種開始
	R3. 3. 1	感染防止啓発強化:年度末・年度初めの人 流・会食機会増による感染対策		
	R3. 3. 15	The state of the s		医療従事者の接種を開始
	R3. 4. 12			高齢者施設入所者の接種を開 始
	R3. 4. 23	国が緊急事態宣言 (4/25~6/20)		
	R3. 4. 26			5、6月分の接種予約を開始
	L	<u> </u>	<u> </u>	1

江別市の新型コロナウイルス感染症対応まとめ

图 4 主 4 之 二		江別市の新型コロナワイノ	レス窓未証別心よこの	
緊急事態宣言・まん 延防止重点措置等	年月日	事案・市の対応	市有施設等の休館・事業等の休止	ワクチン接種事業
R3.5.7 北海道にまん延防止 等重点措置(対象地 域・札幌市) R3.5.15		北海道にまん延防止等重点措置 (対象地域・札幌市) 札幌市との不要不急の往来控える呼びかけ	市有施設等の札幌在住者の利用自粛要請	5/8集団接種会場で接種開始 5/10病院、5/24クリニックで の個別接種が順次開始
R3. 5. 16		国の緊急事態宣言対象地域となったことを 受け、飲食店等の休業・時短要請 市長メッセージ:対策徹底の呼びかけ	市有施設の原則休館(緊急事態対象地 域となる期間中)	
国の緊急事態宣言(対 象区域・札幌・小 樽・旭川・石狩管内)	R3. 6. 7			7月分の接種予約を開始 【予約方法改善】ネット予約 お手伝い窓口設置、年齢区分 毎の予約開始日設定
R3. 6. 20		国の緊急事態宣言終了		
R3.6.21 北海道にまん延防止 等重点措置(措置区域・札幌市、経過区域・小樽・旭川・石狩管内)	R3. 6. 21	まん延防止等重点措置に移行 道運営のワクチン接種会場(札幌市厚別 区)まで無料送迎バス運行	市有施設再開 まん延防止等重点措置「重点地域」の 指定期間中、市有施設等の札幌市在住 者の利用自粛等要請	順次、接種が進む。 市運営の集団接種3会場、市内6病院、37医院 職域接種(市外在住通勤・通学者も対象)、工業団地組合、3つの大学
R3. 7. 11	R3. 7. 11			
R3. 8. 2	R3. 8. 2	 感染対策の啓発強化 8/3、8/10、8/17、8/19		
まん延防止等重点措 置(措置区域:札幌市	R3. 8. 14	に市長メッセージ まん延防止等重点措置区域に石狩地域・小 樽を追加 夏休み明けに向け啓発強化:ホームペー	施設等の札幌市在住者の利用自粛要請 市有施設の原則休館(まん延防止等重 点措置区域指定期間中)	7月以降、基礎疾患のある方を はじめ、接種順位ごとに順次
→8/14~石狩地域、 小樽追加)	R3. 8. 18	夏休の明17に同17台先強化・ホームページ、広報車巡回等、商業施設・学校(小中高大)用啓発媒体		接種券送付(8月までに対象者 全員に送付)
R3. 8. 26	R3. 8. 25	市庁舎、市立病院、市民会館内のコミュニ ティビジョンで啓発動画の放映開始		
R3. 8. 27	R3. 8. 27	北海道に緊急事態宣言発出	市有施設の原則休館の継続	
緊急事態宣言(特別 措置・札幌・石狩管 内・小樽・旭川)	R3. 9. 3	市長メッセージ(第5弾)・啓発チラシを フリーペーパーへ折り込み		
R3. 9. 30	R3. 9. 30	国の緊急事態宣言終了		
	R3. 10. 1		市有施設10/1~再開。道の特別対策 「重点地域」指定中(~10/14)札幌市	
	R3. 10. 29	冬の感染拡大防止に向け啓発強化:年末年	在住者の利用自粛要請	
	R3. 11. 19	<u>始の飲食を伴う行事での感染対策の徹底等</u>		 追加接種(3回目)接種券送付 開始
	R3. 12. 2			医療従事者追加接種(自院)
	R4. 1. 9		 成人式:ビデオメッセージ、記念撮影 スポットのみ	開始
	R4. 1. 11		市主催等のイベント等の原則中止	
	R4. 1. 22			集団接種会場で追加接種開始
R4. 1. 27	R4. 1. 27	北海道全域にまん延防止等重点措置 啓発強化・酒類提供時間等の短縮等要請		
まん延防止等重点措 置(措置区域・全	R4. 1. 31	and the second s		病院、クリニックでの個別接 種(追加)が順次開始
道)	R4. 3. 1			小児用接種券の送付開始
R4.3.21	R4. 3. 18			小児の接種開始
		道の年度末、年度始め再拡大防止対策		
	R4. 4. 17	道の年度末、年度始め再拡大防止対策終了 <u>引き続き対策徹底を啓発</u>		
	R4. 5. 27			4回目接種券の送付開始
	R4. 6. 30	夏休み明け感染拡大防止啓発強化		4回目接種開始
	R4. 8. 10	夏杯の明り恩采加入防止各先強化 BA-5株変異に伴う感染対策の啓発徹底		オミクロン株対応ワクチン接
	R4. 9. 24			オミソロン株別応ソソテン接 種開始 青年センター集団接種会場閉
	R4. 12. 27 R5. 2. 4	マスク着用の取扱い 国は3/13以降個人の判断に委ねる方針。市		日十にノノ 未四攻性云物材 鎖
	R5. 4. 27	職員は5/8の5類移行前まで着用すること		令和5年春開始接種の接種券送
	R5. 4. 21			付開始
	R5. 9. 13	- ファベ(グ) J		〒和3年 令和5年秋開始接種の接種券送 付開始
	R5. 9. 20			付開始 令和5年秋開始接種開始
	R6. 3. 31			臨時特例接種終了

3 江別市内の地域事情

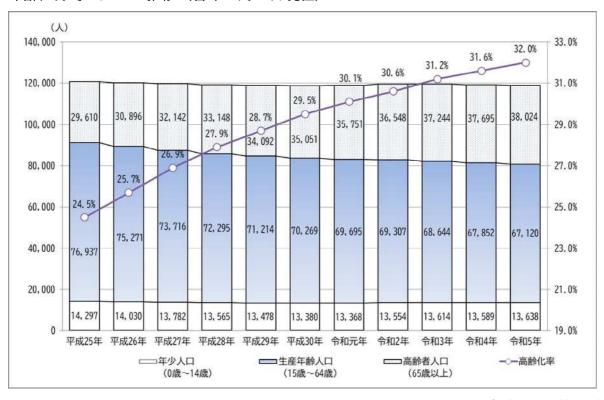
(1) 江別市の人口の推移

全国的な少子高齢化の影響により、江別市においても令和2年から人口が緩やかに減少 し、令和5年4月1日現在の総人口は118,782人である。

年齢構成では、年少人口(14歳以下)、生産年齢人口ともに減少傾向にあるが、高齢者人口(65歳以上)は増加し、高齢化率は平成25年からの10年間で、24.5%から32.0%と7.5ポイント上昇し、高齢化が急速に進んでいることが分かる。

江別市では、平成26年度を初年度とする「えべつ未来づくりビジョン」の下、少子高齢化・人口減少への対応を進めた結果、平成28年以降、転入が転出を上回る社会増となり、令和元年と令和2年には人口動態(自然動態+社会動態)はプラスとなるなど、人口減少に歯止めがかかる傾向が現れたが、近年は微減となっている。

年齢区分毎の人口の推移(各年4月1日現在)



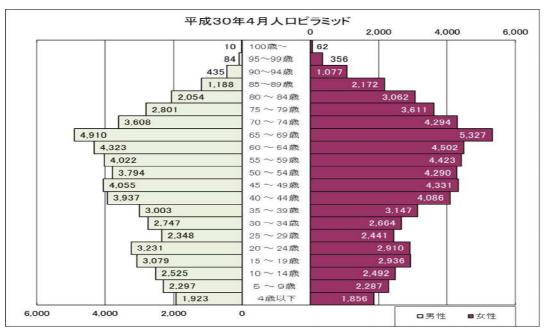
(資料:住民基本台帳)

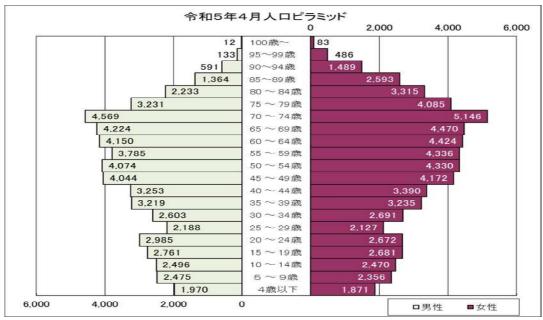
(2) 人口構造の現状

平成30年と令和5年の4月1日現在の人口を比較すると、20歳代が958人減少し、70歳代が2,717人増加している。

江別市の特徴は、市内に4大学が立地していることなどから24歳までの人口は一定程度あるものの、卒業後に市外に流出している状況が見られる。全体的にみると年少人口が少なく高齢者人口が多い少子高齢化の人口構成となっており、年々、人口の多い年代が高年齢へシフトしている。

平成30年と令和5年の人口ピラミッドの比較





(資料:住民基本台帳)

(3) 医療提供体制(※江別市立病院経営強化プラン(令和6年3月江別市立病院)から引用) 江別市内には、6つの病院があり、高度急性期医療については、札幌市内の医療機関と 連携をしつつ、急性期、慢性期、精神科に係る入院医療を提供している。なお、回復期と して報告されている病床はないが、地域包括ケア病棟(病床)を有する病院もあることか ら、一定程度、回復期の医療需要に対応しているものと考えられる。

また、江別市内には59の診療所があり、地区別の状況をみると、江別地区、野幌地区、大麻地区のそれぞれの地区において、幅広い診療科目の診療所が存在している。

このように、江別市では多くの診療所が存在しており、外来医療に関する医療提供体制は、比較的充実しているものと考えられる。一方、入院医療については、今後、高齢者人口の増加による医療需要の増大が見込まれることから、その対応に向けて、医療機関の連携強化を進める必要があるものと考えられる。

(単位:床)

(単位:機関)

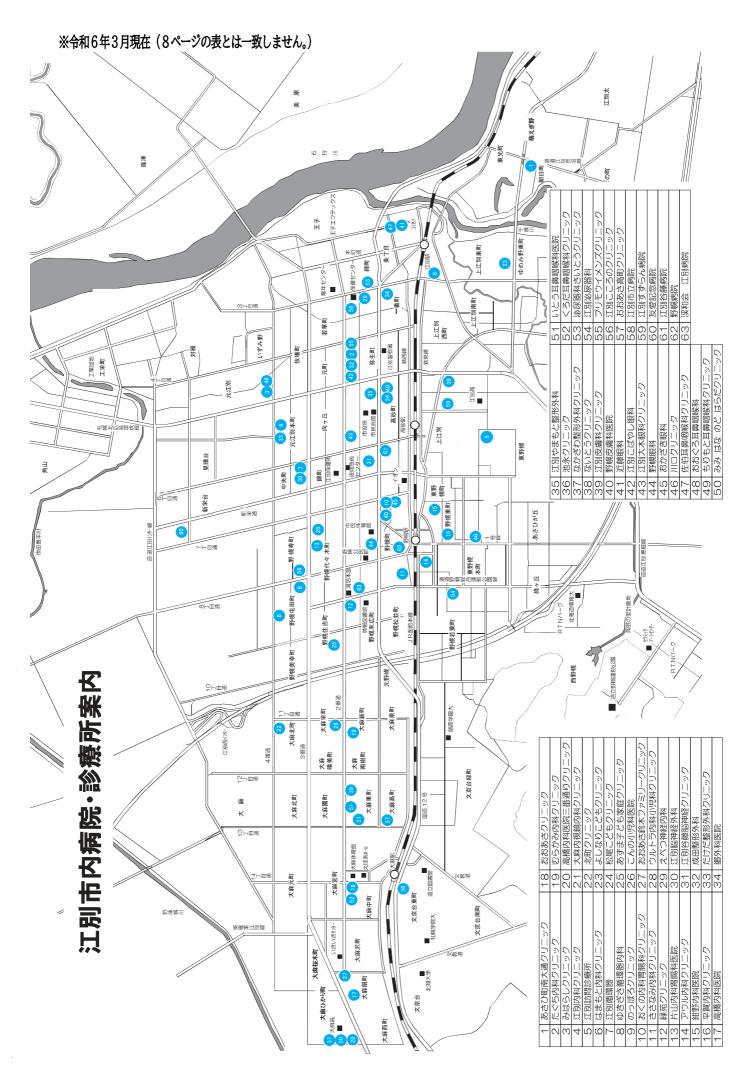
江別市内の医療機関の状況(病院)

	病床機	能ごとの)病床数	(許可病	許可病床数)		
	高度 急性期	急性期	回復期	慢性期	精神	休床中等	合計
江別市立病院 ※令和5年3月現在	0	224	0	0	43	70	337
医療法人社団藤花会 江別谷藤病院	0	82	0	40	0	0	122
医療法人友愛会 友愛記念病院	0	0	0	133	79	0	212
医療法人渓和会 江別病院	0	199	0	0	0	0	199
医療法人英生会 野幌病院	0	23	0	46	0	0	69
医療法人風のすずらん会 江別すずらん病院	0	0	0	0	234	0	234
合計	0	528	0	219	356	70	1,173

江別市内の医療機関の状況(診療所)

	江別地区	野幌地区	大麻地区	合計
内科	6	10	6	22
小児科	2	2	2	6
脳神経外科・神経内科	1	2	0	3
外科・整形外科	4	0	3	7
皮膚科	1	1	0	2
眼科	3	3	1	7
耳鼻咽喉科	3	0	3	6
泌尿器科	1	1	0	2
産婦人科	1	0	0	1
心療内科・精神科	1	1	1	3
合計	23	20	16	59
(再掲) 訪問診療実施診療所	4	3	5	12

(出典:江別市医療機関ガイドブック (令和5年3月発行))



4 手引書作成の基本的な考え方

(1) 対象とする感染症、発生段階の定義

対象とする感染症、発生段階の定義は、江別保健所の対処計画と同じとする。

○対象とする感染症

新興感染症(新型インフルエンザ等感染症、指定感染症、新感染症)とする。 ※特措法第2条第1項に基づく「新型インフルエンザ等」と同義

○発生段階の定義

計画における発生の段階	国	道	保健所管内	状態
海外や国内で新たな感染症	未発	生期	未発生期	新興感染症等が発生していない状態
等が発生した時	海外系	^発 生期	海外発生期	海外で新興感染症等が発生した状態
(発生の公表前)				
流行初期	国内	道内	管内	国内で患者が発生しているが全ての患者
(発生の公表から 1 か月	発生早期	未発生期	未発生期	の接触歴を疫学調査で追える状態で、道
間)				内では患者が発生していない状態
		道内	管内	管内で新興感染症等の患者が発生してい
	国内	発生早期	発生早期	るが、全ての患者の接触歴を疫学調査で
	感染期			追える状態
流行初期以降		道内	管内	管内で新興感染症等の患者の接触歴が疫
		感染期	感染期	学調査で追えなくなった状態
感染が収まった時期	小原	長期	小康期	新興感染症等の患者の発生が減少し、低
				い水準でとどまっている状態

(2) 改定

本手引書は、道予防計画や道行動計画の改訂、江別保健所の対処計画の改定等のほか、 実態に即した必要な改定を行うものとする。なお、改定にあたっては、関係機関の意見を 踏まえる。

(3) 関係機関相互の連携協力の確保

市は、国や北海道の方針、指示、指導、要請に基づき、関係機関と相互に緊密な連携を 図りながら、新興感染症対策の総合的な推進を図る。

5 平時における準備

(1) 組織体制等

市は、国、北海道、事業所等と相互に連携を図り、一体となった対策を進めるよう努める。新興感染症等が発生する前においては、感染症予防対策本部会議や新型インフルエンザ等庁内連絡会議(以下、「庁内連絡会議」という。)等の枠組み等を通じ、事前準備の進捗を確認し、庁内関係部局間等の連携を確保しながら発生時に備えた準備を進める。

市では、市の災害時BCP等との整合性を考慮しつつ、市の保健業務の優先度(縮小・

延期・中止する業務)や外部委託する業務を整理するとともに、保健所への人的応援を含めた感染症危機発生時における組織体制に係る準備をするものとする。

江別保健所管内で新興感染症患者が発生した際、急速な感染拡大に備え、市からの速やかな応援体制を整えるため、平時から、保健所が実施する訓練に参加するよう努める。

市の内部組織としては、感染症対策の総括は、健康福祉部健康推進室保健センターが担う。全庁的に各部が担う個別事業・所管施設に関しては、健康福祉部と連携を図りつつ各部が対策を実施する。

新興感染症等の有事の健康危機対応については、保健センターと総務部調整監部門(危機対策・防災担当)の連携の下、特措法に基づく対策本部会議を運営し、全庁的な対策を実施する。

(2) 業務体制

ア相談

保健所と連携し、市民の相談について適切に対応できるよう情報共有し、あらかじめ役割分担や対応を検討するよう努める。

イ 健康観察・生活支援

自宅療養者等の健康観察について、容体の急変等を迅速に把握し医療につなげるため、 保健所と連携し、体制を構築するよう努める。

特に、高齢者施設や障害者施設等の入所者が感染した場合、集団感染事例や自施設内で療養すること等を想定し、保健所と連携し、高齢者施設や障害者施設等に対する支援体制の構築についても検討するよう努める。

健康観察に必要なパルスオキシメーターの配布や生活支援等の業務について、保健所 と協力して情報共有や実施協力等を検討するよう努める。

ウ移送

市消防は、平時から感染症の流行等に備え、保健所との連携強化に努める。また、実践を想定した訓練等により、相互理解を深めておく。

(3) 関係機関との連携

保健所の指導の下、関係機関と円滑に連携できるよう、連絡先の明確化やお互いの役割と対応能力の確認、タイムリーな情報共有に努める。その際、デジタル技術による簡便で迅速な方法を活用する。

また、平時から保健所が主催する会議や研修・訓練を通じ、「顔の見える関係」を構築することで、継続的かつ実働的な連携を構築するよう努める。なお、新興感染症対策に際しては、対面での会議が困難なため、Web 会議、メーリングリスト等双方向の情報交換ができるツールを活用できるよう、平時から努める。

感染症対策において、市は、生活支援、市民への相談対応、災害時の対応、学校等への対応、安否確認、要配慮者への対応等について、保健所と連携して担うものであり、平時から、役割分担や情報共有方法等の連携の在り方を検討するとともに、必要に応じて保健所等が提供する感染症対策における演習・訓練等の機会に参加するよう努める。

市教育委員会は、学校で陽性者が発生した場合等に備えて、休校や試験等の取扱いについて事前に保健所と情報共有するなど、共通認識をもって対応できるよう連携を図る。

(4) 情報管理・リスクコミュニケーション

感染症危機において、情報の錯綜(さくそう)、偏見・差別等の発生、いわゆるフェイクニュースや真偽不明の誤った情報等(以下「偽・誤情報」という。)の流布のおそれがあることから、感染症対策を効果的に行うため、可能な限り、北海道や保健所との双方向のコミュニケーションを通じて、リスク情報とその見方の共有等を進めることで、市民が適切に判断し行動できるようにすることが重要である。

このため、市は、平時から、北海道や保健所と連携し、感染症等に関する普及啓発、リスクコミュニケーション体制の整備、情報提供・共有の方法の整理等を行うよう努める。

また、個人情報保護に十分配慮した正しい情報発信に努め、今後の感染症危機に向け、 保健所と連携して、平時から市民や関係機関等と最新で正確な情報を共有する体制構築に 努めるものとする。

6 感染状況に応じた取組、体制

「5 平時における準備」に記載した各取組・体制について、次の時期ごとに想定される 業務等を記載する。

- (1) 海外や国内で新たな感染症等が発生した時(発生の公表前)
- (2) 流行初期(発生の公表から1か月間)
- (3) 流行初期以降
- (4) 感染が収まった時期

(1) 海外や国内で新たな感染症等が発生した時(発生の公表前)

ア 組織体制

平時に協議しておいた保健所との役割分担等について再確認するとともに、保健所へ の応援体制等の準備を進める。

増大が予測される業務に必要な施設基盤の確保・物資備蓄等の確認を行う。

イ 業務体制

国及び北海道の動向を見極めながら必要な情報収集に努めるとともに、必要に応じ、

庁内連絡会議等の枠組みを通じ、情報の集約・共有・分析を行い、初動体制等について 協議する。

市民からの相談が増大することが考えられるため、道、保健所と連携し体制の準備を 行うとともに、ホームページ等の活用を含め、デジタル技術による業務負荷の低減に向 けた工夫を行う。

また、専門的な相談先や感染拡大防止等に係る正しい情報の市民への周知に必要な情報共有方法の再確認を行う。

予防接種に関しては、国が特措法に基づく特定接種又は予防接種法に基づく臨時接種 の準備を開始した時には、国からの情報に基づき、接種体制の準備を行う。

ウ 関係機関等との連携

保健所と感染症に関する知見・発生状況等について情報共有する。同時に、市組織内部(教育委員会・消防など)はもとより、市の所管部署を通じて関係団体・関係機関にも必要に応じて情報共有する。

エ 情報管理・リスクコミュニケーション

保健所や関係機関との緊急時の連絡体制を確認する。

保健所と連携し、最新の正しい情報発信を行う。(感染予防策・感染症の特徴・感染症の発生状況・相談窓口等)

(2) 流行初期(発生の公表から1か月間)

ア 組織体制

道の対策本部設置と同時に市対策本部を設置し、平時から有事に体制を切り替える。 国の緊急事態宣言等の措置状況に応じて、国の基本的対処方針や北海道の対策本部会議 の決定事項に基づき、市の対策本部会議や庁内連携会議等の協議を経て、必要な対策を 実施する。

災害時BCPを発動し、業務の優先度に応じた市職員体制を整備するとともに、保健 所からの応援要請に協力するよう努める。また、増大する業務に必要な施設基盤・物資 の確保を進める。

イ 業務体制

保健所による受診体制調整に係る情報を密に共有するとともに、健康不安を有する市民からの相談体制を拡充する。

保健所と連携し、感染拡大防止等に係る正しい情報を市民に継続して周知する。

予防接種については、国が示す方針に基づき、市における接種対象者・接種順位等を 想定し、ワクチン需要量及び供給等の状況を把握するとともに、具体的な接種体制を構 築する。

市消防において、保健所と連携し救急出動時の感染対策等について協議する。また、 移送に係る協力要請に対応できるよう体制を確認する。 地域の感染確認検査の体制について、保健所と協議・検討する。

ウ 関係機関等との連携

保健所と感染症に関する最新の知見・発生状況等について情報共有する。

ウイルスの病原性等の状況を踏まえ、国が必要に応じて示す方針に基づき、北海道・ 北海道教育委員会等の助言の下、学校・保育施設等に向けて感染対策実施に資する情報 を周知するとともに、学級閉鎖・学年閉鎖・休校等を適切に行うよう要請する。

国の緊急事態宣言等の措置状況に応じて、国の基本的対処方針や北海道の対策本部会議の決定事項に基づき、市民・事業者等に対し、外出自粛や施設の休業要請、職場における感染対策強化の要請に係る周知を実施する。

また、重症化しやすい高齢者施設等の入居者に向けても、保健所と連携して高齢者施設等の感染対策強化を要請する。

エ 情報管理・リスクコミュニケーション

道対策本部や保健所での一元的な情報管理の下、プライバシーや人権に配慮しながら 感染者数等の情報を市民に発信する。同時に、感染症の特徴や適切な感染予防策につい ても情報発信する。

(3) 流行初期以降

ア 組織体制

市の人事部門と協議し、保健部門への全庁的な応援を得るなど、業務の優先度に応じた市職員体制を整備するとともに、保健所からの応援要請に協力するよう努める。さらに、引き続き増大する業務に必要な施設基盤・物資の確保を進める。

イ 業務体制

感染状況や方針等の変更に逐次対応しつつ、保健所による受診体制調整に係る情報を 密に共有するとともに、引き続き、健康不安を有する市民からの相談体制を拡充・変更 する。

保健所と連携し、集団感染事例等の状況を共有しながら、感染拡大防止等に係る正しい情報を市民に継続して周知する。

保健所との役割分担により自宅療養中の市民への生活物資配布に協力するほか、入所施設等での感染者の健康観察等の業務にも協力する。

予防接種については、国が示す方針に基づき、接種対象者・接種順位等の具体的な情報を整理したうえで、ワクチン供給等の条件が整い次第、関係者の協力を得て、市民に対する接種を開始する。

保健所からの移送の協力要請には、市消防において、国からの通知に基づき北海道や保健所の指導の下協力する。

ウ 関係機関等との連携

業務体制のひっ迫状況に応じ、自宅療養中の市民の生活支援業務や、入所施設等での 感染者の健康観察等の業務に関する、保健所や関係機関との役割分担等の見直しを検討 する。

エ 情報管理・リスクコミュニケーション

道対策本部や保健所での一元的な情報管理の下、プライバシーや人権に配慮しながら、 感染者数等の情報を、引き続き市民に発信する。また、保健所と連携して、食料等の備 蓄、感染対策の徹底、自宅で軽症・無症状者を看護するときの心得等を、市民に向けて 周知する。

(4) 感染が収まった時期

ア 組織体制

段階的に体制を縮小し、通常の組織体制に復帰していく。

イ 業務体制

感染症業務を段階的に縮小し、通常業務を再開する。

ウ 関係機関等との連携

保健所を中心に関係機関の課題やノウハウを共有する過程に、市として主体的に関わり、次の健康危機等への準備を行う。

エ 情報管理・リスクコミュニケーション

市が実施した情報提供の取組を評価するとともに、次の健康危機等に向けて対策の検 討を実施する。合わせて、次の流行期に備えて、市民に対し、情報提供と注意喚起を行 う。